

## 宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県教育委員会教育長から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成15年7月29日

宮城県監査委員	相	沢	光	哉
宮城県監査委員	中	沢	幸	男
宮城県監査委員	阿	部		徹
宮城県監査委員	日	向	則	子

### 記

#### 1 監査委員の報告日

平成15年3月26日

#### 2 通知のあった日

平成15年5月9日

#### 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

##### (1) 仙台第二高等学校

##### イ 監査委員の報告の内容

県が支払うべき需用費等の経費を、学校に存する団体の費用から支出しているものが認められたので、改善を図るべきである。

##### ロ 措置の内容

学校においては、学校に存する団体の業務との区分を明確化し、適正な予算の執行に努めることとした。